

第 60 回東日本医科学学生総合体育大会 エントリーシステム利用承諾書

第 60 回東日本医科学学生総合体育大会
信州大学医学部運営本部エントリー局

本利用承諾書(以下「本承諾書」)は、東日本医科学生総合体育大会(以下「東医体」)、東日本医科学生総合体育大会選手登録システム(以下「東医体エントリーシステム」)に関して、各チーム大業者(個人又はチームのいずれかであるかを問いません)と当年度東日本医科学生総合体育大会運営本部エントリー局(以下「エントリー局」)との間に締結される承諾書です。

エントリーシステムとは、システム本体・システム作業コンピュータ及び関連物・印刷物(利用案内書、説明書等の文書)・利用の際に經由する評議委員活動を含みます。エントリーシステムにて選手登録・閲覧・変更・利用することで、本利用承諾書に承諾されたものとみなします。本承諾書の各条項に同意されない場合、エントリー局はエントリーシステム利用者の利用制限を行うことができるものとします。

【東医体エントリーシステム規定】

第1条(東医体エントリーシステム)

1. 「東医体エントリーシステム」の利用については、【東医体エントリーシステム規定】(および、東日本医科学生体育連盟規約、その他の東日本医科学生体育連盟に関する規定)が適用されるものとします。
2. 「東医体エントリーシステム」を利用できる者を「チーム代表者」とします。
3. 「東医体エントリーシステム」とは、当年度エントリー局の管理において、エントリー局のサーバー上に選手登録システムを利用し、東医体各競技参加者、マネージャーなどを web 上で登録し、またそれに付随する各種情報や、保険利用登録を行うサービスです。
4. ここで言う東医体競技参加者とは、選手や選手として出る可能性がある者(補欠者)、選手交代要員、またはそれに準ずる者であり、かつ「東日本医科学生体育連盟規約」に反しない者を言います。
5. 「東医体エントリーシステム」は、原則「東日本医科学生体育連盟規約」に符合する者のみが利用できるものとします。

第2条(利用申請等)

1. 「東医体エントリーシステム」の利用チーム代表者は、当年度東医体競技企画局(以下「競技企画局」)の指定する参加調査・手続きに基づき、「東日本医科学生体育連盟規約」および、本「東医体エントリーシステム規定」等を承諾した上で競技企画局の指定する方法にて、当年度東医体への基本参加意思を示すものとします。
2. 東医体エントリー局は、当年度東医体への各競技チーム代表者からの意思を承諾し、東医体エントリーシステム利用登録を完了し、利用案内書および、東医体エントリーシステム利用に用いるアカウント、パスワードを送った日(以下「利用登録日」)をもってエントリー局および、

当年度東医体運営本部との利用契約が成立するものとします。

3. 利用案内書および、東医体エントリーシステム利用に用いるアカウント、パスワードは東日本医科学生体育連盟加盟大学評議委員を通じて配布することとします。この配布に関して、当年度東医体運営本部、エントリー局および東日本医科学生体育連盟加盟大学評議委員、各種運輸事業者は一切責任を負わないものとします。
4. 東医体エントリーシステム利用後、東医体各競技参加者、マネージャーなど一度登録した情報の変更は別途に定める東医体エントリー期間(第1区分、第2区分)においてのみ変更できるものとします。ただし、変更できる内容は代表者情報・監督・部長・東医体各競技参加者・マネージャーのそれぞれ氏名およびそれに付随する情報の追加、削除に限られます。また、変更できるのは各区分期間内に限ります。
5. 東医体エントリーシステム登録とは別に各競技実行委員会が個別に定める選手登録手続き(以下「競技エントリー」)が必要な場合、当年度東医体エントリーシステムへ各チーム代表者が競技参加者登録を行わない限り、競技エントリーを行うことは認められません。
6. 東医体エントリーシステムに各チーム代表者が登録した東医体各競技参加者と、競技エントリーに各チーム代表者が登録した競技参加者は一致しなければなりません。
7. 競技エントリーは各競技実行委員会が行っており、当年度東医体運営本部、エントリー局は一切関与いたしません。

第3条(東医体エントリー期間)

1. 「東医体エントリーシステム」は原則東医体エントリー期間において利用できるものとします。ただし、登録情報の閲覧についてはその限りではありません。
2. 東医体エントリー期間は当年度東医体運営本部にて2区分設定されます。第1区分は全競技における登録期間であり、利用者には「本登録」として案内されます。第2区分は冬季競技における追加登録期間であり、利用者には「追加登録」として案内されます。
3. 上記第2項における、第1区分にて各チーム代表者登録を行わない限り、第2区分において東医体各競技参加者、マネージャー等を登録することはできません。

第4条(東医体登録費・支払)

1. 「東医体エントリーシステム」の利用各チーム代表者は、当年度東医体運営本部財務局(以下「財務局」)が定める登録費(当年度東医体運営本部が東医体各競技参加者に円滑な参加を行えるようサービスを提供するためのものであり、東医体への根拠となるもの)を、財務局の定める方法により支払うものとします。
2. 「東医体エントリーシステム」の利用各チーム代表者は、財務局が定める登録費を特別な理

由がない限り、財務局の定める期日までに支払うこととします。

3. 財務局は、「東医体エントリーシステム」利用期間の終了・利用資格の取消・チーム棄権申請・その他理由の如何を問わず、既に支払われた登録費等を一切払戻し致しません。

第5条(参加者補償制度の制度運営費・支払)

1. 「東医体エントリーシステム」の利用各チーム代表者は、当年度東医体運営本部保険傷病対策局(以下「保険傷病対策局」)が定める「参加者補償制度の制度運営費」を、財務局の定める方法により支払うものとします。
2. 「東医体エントリーシステム」の利用各チーム代表者は、保険傷病対策局が定める「参加者補償制度の制度運営費」を特別な理由がない限り、財務局の定める期日までに支払うこととします。
3. 財務局は、「東医体エントリーシステム」利用期間の終了・利用資格の取消・チーム棄権申請・その他理由の如何を問わず、既に支払われた「参加者補償制度の制度運営費」等を一切払戻し致しません。

第6条(上乗せ補償制度の制度運営費・支払)

1. 「東医体エントリーシステム」の利用各チーム代表者のうち上乗せ補償制度への加入を希望する者は、保険傷病対策局が定める「上乗せ補償制度の制度運営費」を、財務局が定める方法により支払うものとします。
2. 「東医体エントリーシステム」の利用各チーム代表者のうち上乗せ補償制度への加入を希望する者は、保険傷病対策局が定める「上乗せ補償制度の制度運営費」を特別な理由がない限り、財務局の定める期日までに支払うこととします。
3. 財務局は、「東医体エントリーシステム」利用期間の終了・利用資格の取消・チーム棄権申請・その他理由の如何を問わず、既に支払われた「上乗せ補償制度の制度運営費」等を一切払戻し致しません。

第7条(利用資格の取消)

エントリー局は、各チーム代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく当該会員チーム代表者の利用資格を取消することがあります。

1. 財務局が定める登録費料金が財務局の定める期日までに支払われなかった場合。
2. 各チーム代表者および、登録しようとする東医体競技参加者、マネージャー等が「東日本医科学生体育連盟規約」および、「罰則規定」のそれら欠格事由に抵触する場合。

第 8 条(利用契約の終了)

1. 当年度東医体全競技が終了した時点で利用契約の終了と致します。
2. 「東医体エントリーシステム」を利用する各チーム代表者より当年度東医体参加棄権の通知があり、その棄権処理が完了した時点で利用契約の終了と致します。なお、財務局は既に支払われた東医体登録費・補償制度の制度運営費等を一切払戻さないものとします。
3. 一度利用契約の終了したチームの再利用登録は行えません。

第 9 条(アカウントおよびパスワードの管理)

1. 「東医体エントリーシステム」を利用する各チーム代表者は、当年度エントリー局の各チーム代表者に付与するアカウントに対応するパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 「東医体エントリーシステム」を利用する各チーム代表者は、アカウントおよびパスワードを他者に利用させたり、貸与・譲渡・名義変更・売買・質入等をしたりはならないものとします。
3. アカウントおよびパスワードの管理不十分・使用上の過誤・他者の使用等による損害の責任はそのチーム代表者が負うものとし、当年度東医体運営本部およびエントリー局は一切責任を負わないものとします。

第 10 条(メール通知)

1. 「東医体エントリーシステム」を利用し、正常な登録作業が完了した時点でそのチーム代表者情報に基づき、登録内容をメールで自動配信致します。
2. このメール通知において、各チーム代表者指定メールアドレスの端末障害および、端末固有の現象における損害の責任はそのチーム代表者が負うものとし、当年度東医体運営本部およびエントリー局は一切責任を負わないものとします。

第 11 条(利用承諾書と登録費の変更)

利用承諾書、東医体エントリーシステムの内容・登録費・保険費などは予告無しに当年度運営本部、およびエントリー局で変更および追加できることを承諾するものとします。